（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器のバルブ等の適格性確認試験）

第三十条　［略］

（国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の附属品の試験）

第三十一条　規則第十一条第二号の経済産業大臣が定める試験のうち、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の附属品に係るものは、次条から第三十四条までに定めるところによるものとする。

（国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器のバルブの適格性確認試験）

第三十二条　バルブは、附属品の型式ごとに、協定規則第百十号附則４Ａの2.（自動で開閉する機能を有するものに限る。）及び6.（手動で開閉する機能を有するものに限る。）に定めるバルブの適格性確認試験を行い、これに合格しなければならない。

（国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の安全弁の適格性確認試験）

第三十三条　安全弁は、附属品の型式ごとに、協定規則第百十号附則４Ａの4.（通常の使用範囲を超えた温度に対応して適切に作動するものに限る。）又は附則４Ａの7.（通常の使用範囲を超えた圧力に対応して適切に作動するものに限る。）に定める安全弁の適格性確認試験を行い、これに合格しなければならない。

（国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の過流防止弁の適格性確認試験）

第三十四条　過流防止弁は、附属品の型式ごとに、協定規則第百十号附則４Ａの5.に定める過流防止弁の適格性確認試験を行い、これに合格しなければならない。

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の附属品の試験）

第三十五条　規則第十一条第二号の経済産業大臣が定める試験のうち、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、次条から第三十九条までに定めるところによるものとする。

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器のバルブの適格性確認試験）

第三十六条　バルブは、附属品の型式ごとに、協定規則第百十号附則４Ｎの6.に定めるバルブの適格性確認試験を行い、これに合格しなければならない。

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の安全弁の適格性確認試験）

第三十七条　安全弁は、附属品の型式ごとに、協定規則第百十号附則４Ｎの4.に定める安全弁の適格性確認試験を行い、これに合格しなければならない。

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の逆止弁の適格性確認試験）

第三十八条　逆止弁は、附属品の型式ごとに、協定規則第百十号附則４Ｎの3.に定める逆止弁の適格性確認試験を行い、これに合格しなければならない。

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の過流防止弁の適格性確認試験）

第三十九条　過流防止弁は、附属品の型式ごとに、協定規則第百十号附則４Ｎの5.に定める過流防止弁の適格性確認試験を行い、これに合格しなければならない。

（附属品のみなし刻印）

第四十条　規則第十二条の経済産業大臣が定める方式は、協定規則第百十号7.4.から7.6.まで又は第百三十四号4.4.から4.6.までに従って行う方式とする。

（バルブ等の適格性確認試験）

第十五条　［略］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］